

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

第1章 総則

(運営規定設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人浜江堂三野原病院が、介護保険法第94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設 ささぐり浜江苑（以下「当施設」という。）における短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇の確保を目的とするために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条

- 1 当施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、医学的管理の下機能訓練（リハビリテーション）、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。
- 2 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って平等に必要な介護保健施設サービスを提供するように努めるものとする。また自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 4 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、利用者が地域において総合的ケアサービスを受けることができるよう努める。
- 5 サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は納得できる説明を行うとともに利用者又は家族の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとする。 注) 第39条秘密保持等参照
- 7 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ささぐり浜江苑
- (2) 開設年月日 平成6年4月1日
- (3) 所在地 〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出宮ノ前3558-2
- (4) 電話番号 092-947-0350 FAX番号 092-947-3380
- (5) 管理者 **三野原 元澄**
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4050480096番)

(定員の遵守)

第4条 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスの利用は、介護保健施設サービスの入所定員の範囲内で行うこととし、両サービスを合わせた入所・利用者の数が、入所定員及び療養室の定員を超えてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業の内容)

第5条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 当施設が、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用者に対して、通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

福岡市東区(青葉、多々良、千早、若宮、名島小学校区)、糟屋郡、飯塚市（八木山、内住）とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第7条 当施設に、次の職員を置く。（必置職については法令の定めるところによる）

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師（管理者兼任） | 1名以上 |
| (3) 看護職員 | 10名以上 |
| (4) 介護職員 | 25名以上 |
| (5) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 | 1名以上 |
| (6) 支援相談員 | 1名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) 薬剤師 | 0.3名以上 |
| (9) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (10) 栄養士 | 1名以上 |

- | | |
|-------------|------|
| (11) 事務職員 | 1名以上 |
| (12) 調理士（員） | 1名以上 |

（職務の内容）

第8条 前条に掲げる当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員
医師の指示を受けて入所者への医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員
利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士
管理者（医師）や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 支援相談員
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、生活相談・指導を行う。市町村との連携をはかるほか、病院・居宅支援事業所等の調整を行う。
- (7) 介護支援専門員
利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 薬剤師
医師の指示に基づき入所者に対する調剤業務、服薬指導を行う。
- (9) 管理栄養士又は栄養士
利用者の栄養管理・マネジメントの実施に伴う業務、栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導、食事相談を行う。
- (10) 事務員
施設の庶務及び経理の事務処理に関する業務を行う。
- (11) 調理士（員）
調理業務及び調理に付随する業務を行う。

（勤務体制の確保等）

第9条

- 1 当施設は、利用者に対し、適切な短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 当施設は、当該施設の職員によって短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 当施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の開始及び終了

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第11条

- 1 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 当施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供するように努めるものとする。

(サービスの提供)

第12条

- 1 当施設は、その心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があると認められる者を対象に、療養室において短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。
- 2 当施設は、正当な理由なく、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供を拒んではならないものとする。
- 3 当施設は、通常の送迎の実施地域及び利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等の紹介及び適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、病歴、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条

- 1 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 2 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 当施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条

- 1 当施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

- 第15条 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

第4章 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の内容

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第16条

- 1 当施設の管理者は、4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、施設職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画を作成するに当たって、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- 3 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の取扱方針)

第17条

- 1 当施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 2 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 当施設の職員は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 当施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。注) 第19, 20条 身体拘束・虐待防止等参照
- 5 当施設は、自らその提供する短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
なお、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画を作成しない場合であっても、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスの提供を行うものとする。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

(身体拘束等)

第19条

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体の保護をするため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をカルテに記載する。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第20条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第21条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理等)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

第23条

1 当施設の医師は、利用者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求め等診療について適切な措置を講じるものとする。

2 当施設の医師は、不必要に利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させないものとする。

3 当施設の医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報提供を行う。

4 当施設の医師は、利用者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は利用者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該利用者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第24条 当施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要リハビリテーションを医師、理学療法士、若しくは作業療法士の指導の下に計画的に行うものとし、各利用者に対し、週2回以上実施する。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第25条

- 1 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 当施設は、1週間に2回以上、特別浴槽を用いる等適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清しきを行うものとする。
- 3 当施設は、利用者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 当施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、適切におむつ交換を実施するものとする。
- 5 当施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(食事の提供)

第26条

- 1 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝8時、昼12時、夕17時以後とする。
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第27条 当施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第28条

- 1 当施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 当施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(協力病院等)

第29条 協力病院及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関	医療法人浜江堂 三野原病院
(所在地)	(〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3553)

その他3病院

福岡青洲会病院・原土井病院・福岡箱田会箱田病院

協力歯科医療機関	医療法人浜江堂 三野原病院歯科
(所在地)	糟屋郡篠栗町大字金出3553

他1病院

	蔵本歯科医院
(所在地)	(〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町中央4丁目1番33号)

第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第30条

- 1 当施設は、法定代理受領サービスに該当する短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供した際には、利用者から別表1に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払を受けるものとする。
ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。
- 2 当施設は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げるその他費用の支払を受けることができる。
- 3 当施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第31条 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第32条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。

- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 当施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、当施設全面禁煙とする。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(面会)

第33条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会しなければならない。

(外出・外泊)

第34条 利用者が外出または外泊を希望するときは、事前に定められた届出書により管理者に申し出、許可を得なければならない。

(身上変更の届出)

第35条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第36条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者には、事業所防火管理者を充てる。
- 2 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - (2) 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 7 当施設は、6 に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第37条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

- 第38条 当施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第39条

- 1 当施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第40条

- 1 当施設は、その提供した短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
- 2 当施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

- 第41条 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第42条

- 1 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、損害賠償保険に加入し、利用者に対する短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第43条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第44条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第45条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人浜江堂の就業規則による。

(職員の健康管理)

第46条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第47条 当施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第48条 当施設は、従業者、設備、会計及び利用者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- ウ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- カ 重要な会議に関する記録
- キ 防災訓練等に関する記録

(2) 利用者に関する記録

- ア 入所者台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）
- イ 施設サービス計画書
- ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
- エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録
- オ 献立その他給食に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア 収支予算・決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関する書類
- ウ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細等）
- エ 資産に関する台帳
- オ 利用料に関する書類

(利益供与等を行った場合の罰則規定)

第49条 職員は、居宅支援事業者等への利益供与收受等を行った場合、就業規則に則り懲罰に処するものとする。

(補則)

第50条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正 平成15年12月17日

第1章（第2条、3条）第2章（第6条～8条）第3章（第9条、10条、13条、15条）
第4章（第17条～26条）第5章（第27条、28条）第6章（第29条～32条）
第7章（第33条）第8章（第34条～40条）

改正 平成17年4月1日

第8章（第41条）

改正 平成24年2月1日

第1章（第5条）
第2章（第41条）

改正 平成26年8月1日

第2章（第6条）

改正 平成30年4月1日

第6章（第29条）

改正 令和2年10月1日

第1章（第5条）
第4章（第26条）

改正 令和4年9月1日

第1章（第1条）～第8章（第50条）

改正 令和6年4月1日

第1章（第3条）

別表 1 (第30条第1項関係)

利用料(1日あたり)

【基本型・加算型】

要介護度区分	多床室利用料	多床室入所者負担額	個室利用料	個室入所者負担額
要支援1	6,130円	613円	5,790円	579円
要支援2	7,740円	774円	7,260円	726円
要介護1	8,300円	830円	7,530円	753円
要介護2	8,800円	880円	8,010円	801円
要介護3	9,440円	944円	8,640円	864円
要介護4	9,970円	997円	9,180円	918円
要介護5	10,520円	1,052円	9,710円	971円

【強化型・超強化型】

要介護度区分	多床室利用料	多床室入所者負担額	個室利用料	個室入所者負担額
要支援1	6,720円	672円	6,320円	632円
要支援2	8,340円	834円	7,780円	778円
要介護1	9,020円	902円	8,190円	819円
要介護2	9,790円	979円	8,930円	893円
要介護3	10,440円	1,044円	9,580円	958円
要介護4	11,020円	1,102円	10,170円	1,017円
要介護5	11,610円	1,161円	10,740円	1,074円

(注) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき、設定するものとする。

別表 2 (第30条第2項関係)

その他費用

滞在費 (1日あたり)	多床室負担額	個室負担額
第1段階	0円	550円
第2段階	430円	550円
第3-①段階	430円	1,370円
第3-②段階	430円	1,370円
第4段階	437円	1,728円

食費上限額	日額
第1段階	300円
第2段階	600円
第3-①段階	1,000円
第3-②段階	1,300円
第4段階	1,760円

食費内訳	
朝食	420円
昼食 (おやつ)	700円 (120円)
夕食	640円

負担限度額区分

第1段階	生活保護受給者／非課税世帯で老齢福祉年金受給者
第2段階	非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下
第3-①段階	非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下
第3-②段階	非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額が120万円超
第4段階	標準（上記に当てはまらず減額対象とならない方）

理美容代	600円～	
特別室代		
一般棟 2人部屋	1,050円	
一般棟 個室	1,780円	
日用品代	150円	・オシボリタオル, 歯ブラシ ティッシュ など
教養娯楽費	150円	・写真, 書道用品, 陶芸材料 押し花材料 など

附則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

別表1、2については、平成17年10月1日に改正。

別表1については、平成18年4月1日に改正。

別表1については、平成21年4月1日に改正。

別表2については、平成24年2月1日に改正

別表1については、平成24年4月1日に改正。

別表1、2については、平成26年4月1日に改正

別表1、2については、平成27年4月1日に改正

別表1については、平成30年4月1日に改正。

別表1については、令和元年5月1日に改正。

別表1、2については、令和元年10月1日に改正。

別表1、2については、令和4年9月1日に改正。

別表2については、令和5年12月1日に改正。

別表1については、令和6年4月1日に改正。

別表2については、令和6年8月1日に改正。